

法務委員会
議 録
第二十四号

昭和三十一年四月九日(木曜日)

午前十時三十六分開議

出席委員

委員長 濱野 清吾君

理事 唐澤 俊樹君 理事 小島 義昭君

理事 小島 徹三君 理事 三田村 武夫君

理事 坂本 泰良君 理事 細迫 兼光君

理事 横山 利秋君

上村 千一郎君 大竹 太郎君

岡崎 英城君 坂村 吉正君

四宮 久吉君 服部 安司君

古川 大吉君 松澤 雄藏君

森下 元晴君 井伊 誠一君

田中 織之進君 畑 和君

松井 誠君 竹谷 源太郎君

志賀 義雄君

出席國務大臣

法務大臣 賀屋 興宣君

出席府委員長

警察庁長官 江口 俊男君

検事長 津田 實君

検事(大官房司法法制調査部長) 津田 實君

検事(刑事局長) 竹内 壽平君

委員外の出席者

判事(最高裁判所事務総局長) 寺田 治郎君

判事(最高裁判所事務総局第一課長) 長井 澄君

判事(最高裁判所事務総局) 守田 直君

人事局長 守田 直君

判事(最高裁判所事務総局人事局給与課長) 宮崎 啓一君
専門員 高橋 勝好君

四月八日

委員河本敏夫君、千葉三郎君及び中垣國男君辭任につき、その補欠として長谷川四郎君、森下元晴君及び上村千一郎君が議長の指名で委員に選任された。

四月八日

遺言の方式の準拠法に関する法律案(内閣提出第二二七号)(参議院送付)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第九号)
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)(参議院送付)

○濱野委員長 これより会議を開きます。

暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

○細迫委員 私は、下級裁判所に関する

○濱野委員長 細迫君、暴力法案です。

「下級裁判所が先だ」と呼び、その他発言する者多し。

○濱野委員長 ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○濱野委員長 速記を始めて。

○三田村委員 前回の委員会、法務大臣に御出席を願って、暴力対策の基

本問題について御意見を伺ったのですが、途中で中座されました。私の質疑の要点は刑事局長にとくと申し上げて、刑事局長から大臣にお伝え願うように申しておいたのですが、

私といたしましては、その質問の締めくくりがついておらぬので、きょうは大臣に御出席願いましたから、さらに基本的な問題点について、二、三御意見を伺っておきたいと思ひます。

私が前回の委員会で申し上げた要点は、最近、ことばの表現は変になりましたが、暴力事犯の横行は全く目に余るものがございいます。目をおおい、耳をふさぎたいような事犯が毎日新聞にあ

らわれております。これをどうするかということは、ひとり法務行政、検察行政の面だけでなく、政治全般の大きな問題だと私は思ひます。どここの国でも、人の生命と自由に対する侵害は最高の罪悪であります。近ごろの暴力事犯の趨勢を見ますと、戦前と比較することは必ずしも当たらない

かもしれないが、世の中が平和であり、社会生活が安定してきた今日、暴力事犯に関する限り、ことに刑法に抵触して検挙され、検察庁に送られていく犯罪が四倍、五倍にふえておるといふことは、決して名譽でも何でもありません。近代国家の基本的な原則は、生命と財産の安全を保障するというこ

とでございます。これは国を形成し、政治を行なう以上、最高の責任であり、また最低の課題であります。この問題についての基本的な問題が、まだ私はしっかり解明されておらないような気がいたします。これは思想を超越した問題であり、与野党の立場を超越した問題であります。いわゆる近代

国家といふ、文化国家といふならば、その国の国民の生命と自由を守ること、当然政府の責任であります。そういう意味合いにおきまして、端的に申しますと、一体この一番重要な治安の責任者はだれだ、その行政の面において、あるいは事務的な体系において、どこで基本的な責任を負うていくんだというところが、私はきわめて不明確な

ような気がするものであります。より端的に申しますと、政府の治安対策と申しますか、治安対策という表現用語の中にいろいろな解釈もありませんが、また誤解も生ずるかもしれませんが、私が申し上げる治安対策というのは、人の生命と自由を守るという治安対策であります。近ごろのように、この間も新聞に出ておりましたが、母親が十

五、六歳の娘を連れて街頭を歩いてお

る、そのとたんに暴漢があらわれて、白昼公然と娘を奪い去り、どこかわけのわからぬ林の中に連れ込んでしまふというような事態の発生というもの

は、まともな世の中とは言えません。こういう立場から考えますならば、私は、この治安対策というものを政府の最も重要な責任として、しっかり閣議でも方針をきめていただきたい、こう

要請し、要望するのでございます。

前回の委員会で、警察庁の長官にも

申し上げたのですが、なぜこんなに暴力が横行するのか。もちろん、これには社会的要件も、経済的事情もありま

しょう。しかしながら、これは間尺に合うからこういう暴力が存在するとして

たならば、これは事、容易ならぬことだと思ひます。チンピラ暴力もさることながら、その暴力団のボスとも言

いますか、そういうものがごう然とそり身になって、日本の中心の東京のど

こかにあぐらをかいておるとするならば、私はそれは許さるべき存在ではないと思ひます。こういう問題について

も、真剣に考えなければならぬ。

今回提案されました暴力等処罰に関する法律の一部改正、これはもとより必要でございますが、それとは別個の問題として、ここで必要なことは、暴力対策の基本的な方針を確立していただくということでございます。

ります。そのもとにおいて、かくのごとき暴力の横行ということは非常に残念だと思ひます。どこに欠陥があるか、どこに穴があるか、これは十分検討を加える必要がございますが、これはしばらくおくといたしまして、私は特に政府に要請し、また御所見を伺いたいことは、暴力対策に対する政府の基本的な態度、方針、暴力はなさなければいけないという決意には変わりないと思ひますが、それには具体的な対策、方策を要するんです。その具体的対策、方策というものをどこに基準を置き、どの方向に持っていくお考えがあるかというのを私はお伺いいたしておきたいのでございます。まず冒頭にこれだけを申し上げまして、政府としての、大臣の御所見を伺いたしたのであります。

○賀屋国務大臣 暴力の制圧と申しますか、暴力を社会生活からなくするということとは、お話しのように最低の線だと思ひます。政治の第一歩は、暴力、暴力によって他の社会人の生活を左右する、これをまず取り締まって押えるということが世の中の秩序の第一歩であります。徹底的にそれをなくするという要請は、進歩した社会においてもあるわけでございます。その意味におきましては、最終、最高のものといつてもよろしいわけでありまして、社会生活を暴力で左右されるということは、一番原始的な社会生活の秩序破壊のものとでございますから、第一歩であるといふことはお示しのとおりであります。だんだんに暴力が減っていくことが、政治、社会、生活の進歩の度をあらわすものと思ひます。お話しのように、最近これがむしろ逆転の傾向に

あるといふことは、私は日本として実に恥すべきことだと思ひわけでありまして、政府といたしまして、重大なる行政の責任を持つておりますから、それを感ずるわけでありまして、率直に第三者的に申せば、日本の社会全体の責任ではないか。社会のうちで、暴力というものはまず最初に払拭せらるべき、恥すべき社会の現象だといふことに関する自覚が、戦後逆転しまして、減った、あるいはなくなつた。むしろ逆にそれを誇りとするようなものが相当あるといふことは、ほんとうに私は恥かしいことだと思ひまして、そういう意味で、もちろん政府は責任を十分自覚しますとともに、社会全体からこれをなくしていこうというかたい決意が必要であると思ひのでございます。それには政府自体が、その意思が堅確であり、鮮明であり、国民にそれが徹底することが必要だと考えまして、基本的な一切の暴力をなくして、国民相互の關係は公正なる言論によって、平和的な秩序ある方法によって争うことは争う。討議すべきことは討議をして、あらゆる他人に対する要求、交渉は平和的手段、一切の暴力を排したもので行なわれるところに必ず行き着く。これが政府といたしましては行政の大きな方針であるといふことはまさにお示しのとおりであります。その意味におきまして、あらゆる手段をもつてこれに邁進いたしておるのでございます。

た、最近におきまして暴力的事犯の多いといふことは、まことにその点においては痛心し、心中はなほだ悩んでおるといふことも事実でございます。したがって、直接取り締まりに当たります警察方面におきましても、あるいは予算において、あるいは各省の設置法の改正、人員の増加において、いろいろとはかつております。決して十分とは申せませんが、予算の措置においても相当に努力をいたしておるような次第でございます。一般の教育その他の方針におきましても力を尽くしますとともに、刑事方面におきましても、これはきわめて重大でございますので、今回も、暴力行為の取り締まりにつきまします法案の改正を御審議願つておりますのは、そのきわめて重要な一環と考えております。刑事政策、警察取り締まり、そのほか広く教育、社会教育、いわゆる人づくりの面におきましても、あらゆるものを総合してこれへ持っていくたい。そうして少なくとも、絶滅にいきませんでも、減少の傾向に何とか持っていくたいと非常に苦心をしておる次第でございます。今後、それにつきましても十分の方策を講じたい。ことに、この秋にはオリンピックがありまして、多数の外国人が参ります場合に、ほんとうに日本の醜態をさらすようでは実に困る次第でございます。急速にそういう点も考究してまいりたい、節度してまいりたい、かようにいまも苦心をして、いろいろその方策につきましても、この上も研究をいたしておるところでございます。そういう意味におきましても、ただいま御審議願つております法律案は、ぜひとも早く御審議の上、通過いたしまして、これの実行によって大いに効果をあげたいと期待しておるところでございます。

○三田村委員 もう一、二点簡潔に伺つておきたいのですが、いま大臣もお述べになりましたように、暴力事犯が少しも減らないのです。私は非常に残念だと思ひます。前回警察庁の長官にも申し上げたのですが、せっかく警察当局も苦心しておられまして、今度警察庁の中にも暴力取り締まり専門の課ができたようでございます。毎年毎年せつかく苦心しておられるのかかわらず、前回いたした資料によりまして、ここ五年間、暴力事犯が年間大体二十万件です。二十万件といふことは、前回も申し上げたのですが、人口五十万の都市で、男全部が暴力事犯を犯しているといふことになるのです。統計の上から見たいへんなことなんです。同時に、二十万件の暴力事犯があることは、その対象になる二十何万の被害者があるといふことなんです。これはたいへんなことなんです。が、政府からお出しになっておる犯罪白書を見ますと、いわゆる先進国と比較したてみますと、人の生命、自由に関する犯罪で、日本はイギリスの十倍だといふ。西ドイツの三倍ないし五倍だといふ。いま大臣のお話しのとおり、決してこれは名譽あるべきことじゃございません。恥すべきでございまして、ぜひこの点を政府もしっかりと銘記されまして、根本的な対策をお考え願ひたいと思ひます。

それから、いま大臣が言われました、私たち一つ頭の痛いことは、ことし行なわれるオリンピックでございます。オリンピックを舞台にして、左右いずれにしろ、とんでもない事件でも発生いたしますと、これはまさにたいへんな日本の信用の失墜になります。ソ連からも多数の選手が参ります。また見物の人も来られましょう。小さないたずら、小さな事件でも、大きな国際的波紋を起します。また同時に、他の国からの選手も参観者も多数参ります。つまらない考えで、一種の英雄気どりで妙な事件が起らないとは保証し得がたいのであります。これはぜひとも根本的な対策をお考え願ひたい。先ほど申しましたように、これは思想を超越した、与野党を離れた大きな問題でございますから、この点はひとつ根本的にお考え願ひたいといふことが一点。それからいま一つは、これも前回の委員会でも切々と訴えたのでございますが、いただいた資料によりますと、昭和三十七年の少年犯罪はついに百万を突破いたしまして、百五万だといふ。警察に検査され、検察庁に送られたのは百五万だといふ。それに廣犯少年、法に触れるおそれのある行為をなしたものが九十三万二千、合わせて二百万です。しかもその年齢層はだんだん低くなって、町のいわゆるチンピラ暴力団が横行した横暴する傾向にある。これはやがて訓練し成長してまいりますと、組織された暴力団の中心人物になつていく可能性、危険性がございまして、これはいまのうちにしっかりと手当いたしませんと、まさに暴力のちまたになつてしまふ。かつての広島事件あるいは神戸事件、いろいろな事件がございまして、暴力団と暴力団の対決で拳銃の撃ち合いをやつたりして、暴力の町と化したこともあるのです。こういうことはどうしたら根本的になくなるのだからといふことをまず真剣にお考え願ひたいと思ひます。大臣の先ほどの御意見で、大体の御方

針はわかりましたが、より具体的に、毎年二十万も暴力事犯の起ることは、実に悲しむべき傾向である。毎年、毎年暴力団対策が強化されていきますが、なぜ減らないかということ。さらにオリンピックを中心にした対策というものをあやまちのないように立てておかなければならぬ。もう一つは、一番頭の痛いのは、毎年、毎年激増した激増の傾向を示してくる少年犯罪の年齢低下、十四才、十五才が中心になって少年の犯罪行為がますますその勢いをたぐましくしてくる。やがてこれは組織された暴力に転化されてくる。しかもその存在が、どこかに存在の価値があるんだ。間尺に合う、商売になる、勘定に合うというような条件があるならば、その間尺に合う、商売になる、勘定に合うという条件を除外しなければいかぬ。どうやって除くかということについても、私は、冷静に、厳密に、厳密に各機関が検討していかなければならぬと思うのであります。法務大臣、警察庁長官もおられますから、両当局ともこの問題についてはひとつ真剣に対処していただきたい。この三点を申し上げて、いま一度法務大臣の御方針を伺っておきます。

○賀屋国務大臣 御質問にありましたように、この秋のオリンピックに際しましては、急激に多数の外国人が日本に来るといふ時期でございまして、その際に、思想的暴力と申しますか、そういう背景の暴力についても警戒しなければならぬというお話は、ごもっともと存じます。しかし、大体オリンピックのことでございますから、普通ならば、そういう意味で問題になるような外国人は、特に多数来ることはないとも考えられますけれども、しかし、事態はどういうふうに向かうか、なかなか普通の予想どおりにまいりません。この意味におきましては、国内における左右の破壊活動をいたすおそれがあります団体に対しては、特に施設も充実いたしまして、あらかじめ、それが状況の探知につとめまして、事前にその害を防ぐことに力を尽くしてまいりたいと存じております。特に心配しますのは一般暴力でありまして、日本に、スポーツ、運動あるいは観光という、いわゆる無邪気な来たる外国人に対して、日本の社会がどんなに不安であるか、外国人の生命、行動がどんなに不安であるかという感覚を起させたいというところは、そのこと自体、暴力行為自体が悪いのみならず、将来に對してはほんとうにこれは日本のために憂うべきことだと思つてございまして、その取り締まりが非常に重大でございまして、その意味におきましては、警察方面においても非常な決心で対処するということを考えておられるところでございまして、

年々ちつとも減らぬじゃないか、まことに御話しのとおりでございまして、ある意味でお恥すかし次第でございまして、今年からは特に暴力取り締まりに警察の方面にも力を尽くさせていただきます。また、ただいま御審議願っている法律でも、いわゆる町の暴力の一番要点というか、ポイントをついていこうと思つております。一般の偶発的暴力行為も困りますが、ほんとうに困るのは常習的暴力の連中でございます。ことにそれが刀剣銃砲類を持ってやる場合が一番危害が大きいのでございまして、早く、こういうものに対しまして、早く立法が通りまして、その結果、社会の暴力に對して悪いものだという觀念がございまして、なおこれを顯著に、鮮明にこの際その考え方が社会一般に広がり、徹底するということは私は非常に効果がある。いままでは減らなかったのは残念でございますが、これが当初提案された二年前に通つておつたことはいまだ方ございせんが、過ぎたことはいまだ方ございせんが、早くそういうふうにいきて、現実の警察取り締まりとしまして、この法の効果、法によつて社会の自覺も一そつと徹底して効力を上げて、今度からは年々減つていく、こういう事態に何とかして持つていきたいと努力をいたしたいと考えてございまして、

それから少年の問題は、これは実に困難な問題でございまして、いままでも問答がございまして、法制的の上、もちろんでございまして、取り締まりの上、もちろんでございまして、これは家庭教育、学校教育、一般の道義水準、ことに少年の問題にしましては、ほかの場合にもそうでございしますが、もう少し生理的と申しますか、病理的に精神病やあるいは変質者問題、こういうふうな科学的にも取り組んでまいりまして、旧態依然たる教化一点にとどまらず、もう少し科学的方法を取り入れてメスを入れていきたい、こういうふうな方向でいままも研究いたしております。どうも少しわれわれも不満なのでございまして、幾らかずつは進んでおるといふことでございまして、これはほんとうに今後一段の力を尽くしたいと存じます。

○三田村委員 理事会の申し合わせもございまして、この程度でございまして、第一線の警察の今後のあり方の問題、あるいは検察、裁判、いずれも事務的な行政の面における問題点でいろいろまだお尋ねし、検討を加えたい問題もございまして、この点を一応留保しておきまして、きょうは私の質問を、理事会の申し合わせもございまして、この程度にとどめます。

○濱野委員長 暴力行為等処罰に関する法律等の一部を改正する法律案に対する本日質疑はこの程度にとどめます。

○濱野委員長 次にな下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑を続行いたします。細迫兼光君。

○細迫委員 私は、この下級裁判所に關する一部改正案の中身についてきょうはいろいろお尋ねをいたしたいと思ひます。

この唯一の中身を形成しておるのは山梨県の富士ヶ嶺の管轄移動の問題であります。この富士ヶ嶺地区といふのは元来山梨県の地域に属してございまして、しかるにこれが県境を越境しまして従来静岡県の御前崎裁判所の管轄に属してゐる。これは県境を越境して管轄がきめられておるとは、よほど異例なことでありまして、これはよほど特殊な事情があったに違ひない。非常にその管轄が便利であるとかいふふうな特殊な事情が存在しておつたに違ひない。この際この法案によれば、その特殊な事情を無視して、やはり山梨県の富士吉田簡易裁判所の管轄に入れようといふのでありますから、前に越境してまでつくつた管轄の必要性を無視して、これは逆に富士吉田へやろうという、これは非常に重大なことである。ここでは小さな問題であります。が、地元民にとっては非常に重要なことであります。まず承りたいのであります。どうして県境を越境してまで静岡県の簡易裁判所にこの管轄をきめたいか、その特殊事情といふものをまず御説明をお願いしたいと思います。

○津田政府委員 ただいまのお尋ねの点でございまして、今回問題になっております富士ヶ嶺の区域、すなわち山梨県西八代郡上九一色村富士ヶ嶺の区域につきましては、これは現在御前崎簡易裁判所の管轄区域になっておる。御前崎簡易裁判所は甲府地方裁判所の管轄区域内にございまして、山梨県にあるわけにございまして、現在も御前崎簡易裁判所として山梨県の簡易裁判所に管轄をきめられておるわけにございまして、であります。この点が現在山梨県の御前崎簡易裁判所にあります理由は、この富士ヶ嶺の区域が昭和三十三年十月一日に宇津本郷の区域から分離されて、独立した字になったということから起つておる問題でございまして、それより以前は宇津本郷の管轄区域にいたしまして富士吉田簡易裁判所の管轄区域に属してゐたわけにございまして、本郷から独立したために御前崎簡易裁判所の管轄区域になったということでありまして、それをこのたびは地元の方々の利便を考慮いたしまして、もとより富士吉田簡易裁判所の管轄区域に変更しようという改正でございまして、

行政区域、行政地区の変更に伴う改正だ、こういうふうに聞かせるのでありますが、何か実質的な利便の考慮というものが必ずや採られたであろうかと思ふのであります。あるいはこまかく言へば、富士吉田へ行くよりも飯沢へ行くほうが便利だ、バスの回数が多いとかいうようなことかなんかが必ずや合理的であつたに違ひない。そういう事情がこのたびに變化があつたかといふことが実質的な問題だと思ふのです。その点はいかがでありますか。

○津田政府委員 お手元にお配り申し上げておりますこの法律の参考資料でございますが、その一七ページにございまして、この富士ヶ嶺の区域は、現在飯沢簡易裁判所についておるわけですが、この富士ヶ嶺の区域は人口六百七十九人というかなり小さい字でございまして、その字のほ中心部から飯沢簡易裁判所に至ります距離は約四十八キロでございまして、交通機関は電車、バスでございまして、二時間三十分を要しまして、運賃は百八十円を要するわけでありまして、今度変更しますところの富士吉田簡易裁判所に参りますためには、距離といたしましては三十二キロでありますし、交通機関はバスでございまして、所要時間は一時間二十分、運賃は百十円といふこととございまして、所要時間は約半分程度になり、運賃は約六割といふような程度になるわけでありまして、地元の方々にとっては、このほうがその面においては当然便利であると思ひます。

○細迫委員 提案の理由説明によりまして、これは地元の住民の希望を考慮し、関係諸機関の意見をも十分参酌したと、こういうことになっております

るが、住民の希望ということにはどういふ裏づけがありますか、何か資料がありますか。嘆願書であるとかいふような資料がお手元にありますればお示しを願ひたい。

○津田政府委員 この管轄区域の変更につきましましては、全国的に法務省におきましていろいろ常時調査をいたしておられますが、この地区の問題につきましましては、甲府の現地、すなわち甲府の法務省の出先であります檢察庁におきまして、まず変更するのが適當ではないかといふような意見もございまして、調査をいたした檢察庁方面から、地元の町村あるいは部落につきまして意見を聞きまして、ところ、地元のほうにおきましては、これを變更してもらうことがもう非常にけつこうである、非常にその点を要望したい。従来は積極的に要望してこられたわけではございませんが、このたびさういふ議論があるならばぜひお願いしたいといふようなこととございまして、それとあわせて、甲府地区の弁護士会、それから山梨県はもちろんでありますが、関係地区の行政庁あるいは警察といふようなものの意見を聞きまして、もちろん裁判所の意見も聞きまして、いづれも意見が一致いたしておりますので、かような改正提案をした次第でございまして。

○細迫委員 何かその地元住民の希望といふものを裏づける書類でもお手元にありますか。嘆願書であるとかなんとかあれば発表してもらひたい。

○津田政府委員 書類は別に請願書といふようなものはございせん。これは従来とも全国の管轄を常時調査いたしておりますが、もちろん積極的に嘆願書が出る場合もございまして、嘆願書といふようなものがなくとも、こちらから利便等を考へていろいろ問ひ合はせをする結果、変更するといふものもしばしばありまして、むしろそのほうが多いのではないかとこのうふうに考へておりますが今回の場合はその後者に属するわけとございまして。

願書が出る場合もございまして、嘆願書といふようなものがなくとも、こちらから利便等を考へていろいろ問ひ合はせをする結果、変更するといふものもしばしばありまして、むしろそのほうが多いのではないかとこのうふうに考へておりますが今回の場合はその後者に属するわけとございまして。

○細迫委員 小さな部落のことだから、何らの影響もないかと思ひますけれども、この管轄を變更するにつれて裁判所方面の受け入れ態勢といふようなものに關連いたしまして、職員を増減といふような問題は手当てがしてあるのございまして、何もないのであるか。

○津田政府委員 ちょっと申し落としております部分がありますので補充いたしますが、甲府地方檢察庁からの問ひ合はせに對しまして、上九一色村村長が回答書を出してありますが、その回答書はございまして。

○寺田最高裁判所長官代理者 お尋ねの職員の手当ての問題でございまして、お手元に法務省から差し上げていただいております資料の一六ページにございまして、この区域内の簡易裁判所の受理件数といふものは、昭和三十八年度におきまして民事訴訟四件、刑事の略式が八件といふようなこととございまして、この程度の事務量でございまして、現在の職員数をもちつて十分な余力を持つておる、かように考へております。將來また非常に事件でもふえましますような場合には、もちろんそのほうの手当てをいたすことになるわけとございまして。

○濱野委員長 竹谷源太郎君。

○竹谷委員 私は、法務省と最高裁判

所に簡易裁判所の判事の問題について御質問いたしたいと思ひます。

裁判所法の第四十四条において、簡易裁判所判事の任命資格を規定してありますが、その中に第一項第四号で裁判所調査官、裁判所事務官、法務事務官等のある一定の年限を経た人が簡易裁判所判事に任命せられる。次に第四十五条には、簡易裁判所判事の選考任用と言ひますか、正式の裁判官としての資格を持つ者以外について選考の上任用ができる。こういう規定がありまして、この正式の司法試験を通り、司法修習生をやつた以外の選考任用もしくは裁判所の法務事務を行なつたといふような理由によつて簡易裁判所の判事に任命せられておる簡易裁判所判事の数字をまずお聞きしたいと思ひます。

定員は現行法では七百名でございまして、今度第十五名が増員になる法案が先般通りましたが、その約七百名の簡易裁判所判事のうち、第四十五条による選考任用の簡易裁判所判事並びに第四十四条第一項第四号によつて簡易裁判所判事に任命せられておる判事の数字をまずお伺ひしたいのであります。

○寺田最高裁判所長官代理者 ただいま御指摘のございました裁判所法第四十五条に基づきます、いわゆる特別選考によりまして簡易裁判所の判事に任命しております者のこととございまして、これはいまお読みいただきました四十五条の第二項で、選考委員会に關する規程は最高裁判所が定めるといふことになっておりまして、この法律の規定に基づきまして最高裁判所の規則として簡易裁判所判事選考規則といふものがございまして、その規則に基づきまして、いろいろ推薦委員会とかある

いは選考委員会といふようなものを設けまして、慎重な手続でもって選考いたしておるわけとございまして。

その簡易裁判所判事の數でございまして、定員は従来七百十名でございまして、先般国会で御審議いただきました通り通していただきました職員定員法の一部改正法によりまして、簡易裁判所判事については五名の増員をお認めいただいたことになりましたので、現在としては定員は七百十五名といふことになっております。そしてその實際の資料でございまして、これは昨年暮の資料でございまして、数字は六百八十三名でございまして、さういたしまして、その中で簡易裁判所判事兼判事、これはむろん有資格者でございまして、これが八名でございまして、それから簡易裁判所判事兼判事補といふものが百八十名でございまして、これももちろん有資格者でございまして、それからそのほかに、さういふ判事とか判事補を兼務いたしておりませんけれども、いわゆる資格を持つております簡易裁判所判事といふものが百十四名でございまして、残りの三百八十一名といふものがいわゆる特任の簡易裁判所判事といふことになるわけとございまして、大体のパーセンテージで申しますと約五五%といふことになっておるのでございまして。

○竹谷委員 有資格の者が四五%、そして特別任用を受けておる者が五五%といふふうなことで、必ずしも一定の資格を持つ者はいがその他の者はだめだといふ意味ではございせんが、一応法律に定まつた司法官としての一定の任用に關する試験なりあるいは選考なりといふものを必ずしも十分に受

けていない方が五五%を占めておるという事は、かなり重要な問題ではないかと思ひます。統計によると、簡易裁判は一年に六百万件に近い、正確には五百五十万件かと思ひますが、そういう膨大な事件を扱っております。その中には裁判所書記官等に補助をさせて監督すれば十分に処理できる事件も多いわけでありますが、しかしながら、人権に関するいろいろな刑事事件あるいは民事事件、調停といううな、判事みずからこれに当たらないければならぬ事件も非常に多いわけでございます。刑事事件としては軽微なもの、あるいは民事事件としては請求金額が少額なということで、軽微で簡単な事件ではないと思つたら、これは大きな間違いです。この裁判所法で定めるとおり、十万円以下の請求事件は簡易裁判所という事になつておりますけれども、権利の確認事件のような場合にはかなり大きな民事事件も取り扱うことになりま

す。また刑事事件といつても、数が多い窃盗のようなものとか、暴行とか、そういうものは簡易裁判所でやっておるばかりでなく、選択刑として罰金刑を定められておる罪も簡易裁判所で取り扱うことになりまして、かなり重要な刑事事件も簡易裁判所に係属をする。ことに最近では調停事件も多いわけでございます。こういうものにつきましても、簡易裁判所ではない。こういう意味で、簡易裁判所の判事の負担といふものは非常に重いのであつて、これに對して十分の人員の増加なりあるいは待遇改善なり、諸種の面で見なければならぬことが多いと思つたのでございますが、それにも増して重要なことは、これらの方が、すべて簡易裁判所は最初の第一審の事件であつて、事件に一番近接した証拠等がまざまざと

はつきりして、一番正しい判断を加へ得る絶好の第一審の事件を取り扱うのであつてこのときの審理いかんということが最高裁にまでいく間にも支配的な先鞭をつけるといふ事ですが、既成事実をつくるというか、そういうことになつて、裁判の結果に對して非常に重要な影響を持つ。また簡易裁判所に係属する事件については、民事の場合に当事者が弁護士を頼まないでもよろしい、また貧乏で資力がない人々は、弁護士に頼まずに自分で行くといううなことで、しるうと相手の裁判を裁判官がやらなければならない。こういう場合に、専門家の弁護士が原告、被告両方について弁論をし証拠を提供するといふような場合には裁判官は非常にやりよいのでありますが、お互いにしるうと同士が出て法律的な知識のない人々が不十分な攻撃、防御の方法を講じ、それに対して裁判官が適切な審理と判断を加へるといふことは、裁判官としては、むしろ上級裁判所の裁判官よりも一層法律的な知識、また社会のいろいろな実情に通暁した練達たんのうの裁判官が、むしろ控訴審あるいは最高裁判所などよりも必要なのではないか、こういう意味でこの簡易裁判所は非常に優秀な裁判官を必要とする。また調停事件におきましても、先

日他の委員から質問もありましたが、判事でない調停委員がやつてしまつて、最後に締めくくりに来る程度である。そのために必ずしも妥当でない調停の結果が出てきたという話もありましたが、こうした調停は、社会におけるいろいろな紛争を平和のうちに、將來にあつた味のないようなことがないようになり、ピースメーカーとしての役目も非常に大きい仕事の調停であります。が、そういう重要なものは、法律的にまた社会的に十分の経験を積んだ練達たんのうの裁判官がこれに当たること

が非常に必要だ。　　こういういろいろな観点から、法務省も最高裁判所も、簡易裁判所判事の選考について、またその事務の執行について特段の留意をする必要があるのではないか。刑事事件でも、民事事件でも、あるいは調停におきましても、この簡易裁判所というものを包括して非常に重要視していくということで、妥協な判決もしくは調停の結果、控訴、上告等をせずに済むように、また早く紛争やなんかを解決せられて上に事件が行かなくて済むようにするには、優秀な行かなくてはならない裁判官がいて正當適切な裁判あるいは調停をやるといふことが、社会の平和をつくり、また人々の間の紛争といふものをすみやかに解決し、そして人々が仲よく気持ちよく暮らせるような住みよい社会をつくるという意味でも、非常に重要なものだと考えますが、法務大臣並びに最高裁判所はどうお考えになつておられるか。どうも簡易裁判所の判事の半分以上が選考任用で、有資格の者が四五%しかないといふことは重大問題ではないかと考へるのでありますが、法務省並びに最高裁判所の御意見を伺ひたいと思ひます。

○寺田最高裁判所長官代理人 便宜裁判所のほうから先にお答えさせていただきます。ただいまの竹谷委員のお話の点、実はまことに簡易裁判所のあり方なり実情をよく洞察していただきまして、ごもっともと存ずるところ、共鳴するところが甚だ多岐にわたります。ただ、それだけではお答えにならないかと存じますので、若干数字等を申し上げてお答えにかえさせていただきます。　　いま御指摘のございましたとおり、まず簡易裁判所の民事事件が大体七十万件でございますが、その中で最も多数を占めておりますのが過料の三十万円といふもの、それから督促手続、いわゆる支払い命令、これは申し立て人だけの主張によつて原則として処理する事件でございますが、これが十五万件、こういうようなことでございます。　　い、いわゆる民事訴訟事件といふのは六十万件程度、すなわち一割にも満たないわけでございます。それから刑事事件におきましても、約五百万件ござい

ます中で、いわゆる刑事公判事件といふものは五百万件ぐらゐ、つまり一%にも満たないぐらゐの数字でございます。　　そうしてその大部分を占めておりますものがいわゆる略式事件で、三百四十万件ぐらゐといふことになつておるのでございます。　　むろん、この略式事件とかあるいは支払い命令事件といふものも決して単純に片づけていいといふものではないと思ひます。けれども、しかし訴訟事件と比べますれば、これは性質から見てかなり軽微な事件といふことになつておるわけでございます。　　そこで先ほど五五%と四五%といふことを申し上げましたけれども、裁判所といたしましては、まず二つの方向で考へておるわけでございます。一つ

訟を取り扱わない庁というものを指定いたしまして、これは約四十数庁でございますが、この庁におきましては、いわゆる特任簡易裁判所判事でもできないような事件が比較的まいる、訴訟事件は本庁のほうでやるという関係にもなっております。

それから先ほど申し上げました第二点の、いわゆる特任の簡易裁判所判事の實力なり資格をできる限り高くしていくという点では冒頭にちょっと申し上げました最高裁判所の簡易裁判所判事選考規則というものによりまして、これは各地にございまして、この簡易裁判所判事推薦委員会というものの推薦を経て、そして最高裁判所にございまして簡易裁判所判事選考委員会というところで慎重に選考いたしておるわけでございます。この推薦委員会とか、あるいは選考委員会は、もとより裁判所の職員ばかりではなく、検察庁の方であるとか、あるいは弁護士会の会長さんであるとか、その他大学の先生方、いわゆる学識経験者にも入っていただきまして、そういう司法試験とはまいるまいけれども、それに準ずるような厳重な試験をいたしておるわけでございます。その上にさらに、そういうふうにして任命した者につきましては、研究所において数カ月間研修をし、またときときは高裁管下ごとに集めまして研修をする、こういうふうな方法をとっておるわけでございます。確かにこの裁判所法規定當時にはかなり實力の伴わない簡易裁判所判事があったということを認めざるを得ないわけでございますが最近におきましては、かなりの程度にそういう御批判にこたえられるようになってお

るのではなからうかというふうに思っております。わけでございます。しかし、さらに不十分な点もまゝございまして、将来とも一そうそういう方面の努力を重ねていきたい、裁判所としてはいかがでしょうかに考えておるわけでございます。

○賀屋国務大臣 竹谷委員のたゞの御質問を伺いまして、私も一々ごもつとも拝聴いたしました。が、お話のようなりつばな学識と実地の経験と、また社会生活の實際の知識を多年かつ広範に持ったような人々が理想でございまして、あらゆる裁判がそういう資格を持った人によつてなされるということは、まことにそうなくちゃならぬ点と申すのでございます。たゞ、いまの實際問題といたしまして、検事もさうでございまして、判事全体の人間も非常に足りない、補充にも困難を感じるような面もある次第でございまして、全体がさうまいりません事情もございまして、決して簡易裁判所の事件をおろそかにしていいという意味ではございせんが、そういう場合におきましては、事件の性質また複雑さの点やいろいろな点を考えます場合に、比較的長い訴訟事務を扱ったり、実地の経験を持つておる有資格の人でも、学識方面は十分でも、社会生活経験には比較的薄い人等と比べますと、またいまの特任の人の多数には別のそういう長所もあるわけでございます。こういう方面の人も相当この方面に当たつてもらうことが、現在の判事の給源その他を考えたとき、必ずしも悪いことでもないし、また適切な面もある。それで全体がいま四五%、五五%というこの比率ははたしてこれでいいという

わけには決して思つておる次第ではございせんが、いまの簡易裁判所の判事全体の人的給源その他を考えたとき、ただいまのところではやむを得ないかと思つております。御指摘のやうな点を留意してまいって、だんだんに改善をしていきたいというふうに考えておる次第でございまして。

○竹谷委員 最高裁判所や高等裁判所の判事が高くて、簡易裁判所の判事は何か安っぽい、こういうような印象が現在あると思つて、むしろ最高裁判所や高等裁判所の判事よりも、第一線に立つて民衆に直接接して、そして身近な事件をぐんぐん処理していく、こういう簡易裁判所の判事こそ、一番大切な国民の権利を守り、またその持っている権利を十分擁護し、主張させて、そして正しい者が保護せられて社会に正義が生まれる。そういう重要な任務は第一線の簡易裁判所判事にこそ、これを行なつていこうという非常に重要な天職であるというふうな印象を国民に与えるような、そういう措置を法務省も最高裁判所もとつて、できるだけ充実をしていただきたいと思つて、さうすれば第二審、第三審に持つていかないで、第一審の裁判によつて、あるいは審理によつて国民が満足をする。略式事件——たとえば刑事事件について略式命令事件が一年間に三百四十万件で、簡易の刑事事件五百万件の大きな部分を占めるということでありまして、この略式命令が非常に適切なものであれば、控訴、上告などもせずにこのまま国民は承服をして、いたずらなる手数をかけないで、少なくともよい費用もかからないということになるのでありまして、非

常に重要な問題であると考えますので、どうか法務省も最高裁判所も、今後この簡易裁判所というものに對する考え方、また国民一般の認識向上のため、ひとつ格別の御努力をお願いいたします。これが司法の発展のために非常に役立つと私は確信をいたすのであります。十分この点は法務大臣も最高裁判所も、先ほどのお話のように御考慮願うことを願ひたいということを強く要望いたしまして、これに關する質問を終わります。

○濱野委員長 田中綴之進君。
○田中綴之進君 下級裁判所法のここに出ておる改正案については特別問題はないかと思つて、私も実は昨日質問の事項を事務当局にお示ししておいたわけでありまして、そのうち重要な部分がたゞいま竹谷委員から触れられておりますので、重複する部分を避けて三、四お伺いをしたいと思つて

裁判所法の關係によりまして、簡易裁判所における判事が複數のところと單數のところとがあるのではないかと申すのです。運営の事務分担の關係からさういふことが推察されるのであります。が、もちろん取り扱ひ事件數との關係もありまして、全國の簡易裁判所を通じて、單獨の判事でやつておるところと何人かの判事を持つておるところと、もちろんこれは特別任用の關係の方も含まれておるわけでありまして、さういふところの内訳はどのようになつておりますか。
○寺田最高裁判所長官代理人 ただいまお尋ねのございました点でございまして、先般来いろいろこの委員会御議論いたしておりますように、終

戦直後に簡易裁判所が非常に広範に設けられました關係もございまして、事件量の非常に少ないところもかなりあるわけでございます。私どもは、大體裁判官の一人当たりの年間の處理の事務量といふものを、これは非常に正確なものといふことは申せないわけでございますが、一応の目安というふうなものでございまして、さういふ事務量を基準にして考えましても、大體一人以上の事務量を有するところと考へられるところは、五百七十庁の中で百三十庁くらいしかないわけでございます。そしてその残りの中で特に三百庁以下のものはないわけでございます。さうしてそのおるわけでございます。ただ、しかしながら、さう申しましたも事務量が少ないからといって、そこに一人の簡易裁判所判事も置かないということになりますと、これはまた交通の關係その他からいって非常に都合が悪いことになりまして、つまり他の庁から一々簡易裁判所判事が行つたのでは非常にロスがある。北海道のような非常にへんびなところでありまして、事務量は非常に少なくても、やはり一人置かなければならない、こういうこともございまして、さういふ点で、いろいろ交通事情とか事務量とかいふものを勘案いたしまして、現在簡易裁判所判事を配置しておるわけでございますが、さういふ考慮の結果に基づきまして、一人以上の、つまり一応その庁には裁判官がいるという、さういふ庁の數を申し上げますと、大體三百八十庁くらいになるわけでございます。その中には一人配置いたしておりますとこ

ろと、二人あるいは三人以上配置して
いるところとあるわけでございますが、
大体の数字がそういうことになり
ます。そうして総合で配置いたして
おります。つまり二庁に一人、あるいは
三庁に一人というふうに配置いたして
おりますところと百七十庁ほどある
わけでございます。この前からいろいろ
問題にされておりますいわゆる事務
移転庁、無配置庁というものが十数
ございまして、それでトータルして五
百七十庁くらいになるわけございま
す。一応いまお尋ねのいわゆる総合配
置庁は百七十庁でございます。もし
お尋ねがございすれば、どういふ
に配置しておるか、あるいはこの裁
判所がそうなっているかということ
を申し上げてもいいのでございませ
が、一応この程度で答えにかえさせ
ていただきたいと思います。

○田中(織)委員 そこでいま竹谷委員
からも触れましたけれども、一人しか
判事を配置しておらないというよう
なところの判事さんは、これは竹谷委員
と私も同意見でおりますので、そう
いう点から見ますならば、やはり練達
たんのうな裁判官におつてもらわな
ければならぬことになるわけですが、
も、実情はどうでしょうか。そうい
うところは特別任用の判事を配置し
ておるといふようなところ、いま言
われた百七十庁の二、三庁かけ持ち
で一人の判事を配置しておるとい
うような、いわゆる総合配置のところ
の判事が、おおむね特任の簡易裁判
所でございます。ただ、特任の簡易裁
判所判事ではございまして、どうい
ふにして任用されておるかという点
について、総務局長の説明を補足し
ながら説明いたしますと、実はた
い申し上げましたように、最高裁判
所ではございまして修習して任用す
るわけでございますが、実際問題とい
ましては、筆記試験は司法官試験と
同じく、口述は司法官試験と同じく
行なわれております。それから口述試
験は、最高裁判所の裁判官、それから
検察庁、弁護士会のそれぞれ所属の
老の弁護士さん、あるいは検察官に
も委員になっていただまして、そこ
でふさぎに口述をやるわけございま
す。ですから、それで年間の合格者
というものは非常に少ない。という
より合格者につきまして、さらにこ
れを司法研修所に三ヶ月入れまして
修習、現在資格者の修習と同じよう
にこれを研修いたしまして、そしてさ
らに今度は大い裁判所の庁に配属
いたしまして三ヶ月ほどみっちり実
務を先輩につけて研修いたします。そ
れからいよいよ現地に配置している。
それだけの慎重な手続のもとで訓練
して出しているわけございまして、決
して御心配になるようなことは一
応ないと思っております。

人配置されておるところ、また数庁兼
ねて配置されております簡易裁判所
の判事は、おおむね特任の簡易裁判
所でございます。ただ、特任の簡易裁
判所判事ではございまして、どうい
ふにして任用されておるかという点
について、総務局長の説明を補足し
ながら説明いたしますと、実はた
い申し上げましたように、最高裁判
所ではございまして修習して任用す
るわけでございますが、実際問題とい
ましては、筆記試験は司法官試験と
同じく、口述は司法官試験と同じく
行なわれております。それから口述試
験は、最高裁判所の裁判官、それから
検察庁、弁護士会のそれぞれ所属の
老の弁護士さん、あるいは検察官に
も委員になっていただまして、そこ
でふさぎに口述をやるわけございま
す。ですから、それで年間の合格者
というものは非常に少ない。という
より合格者につきまして、さらにこ
れを司法研修所に三ヶ月入れまして
修習、現在資格者の修習と同じよう
にこれを研修いたしまして、そしてさ
らに今度は大い裁判所の庁に配属
いたしまして三ヶ月ほどみっちり実
務を先輩につけて研修いたします。そ
れからいよいよ現地に配置している。
それだけの慎重な手続のもとで訓練
して出しているわけございまして、決
して御心配になるようなことは一
応ないと思っております。

いという点は、そうあるべきだと私も
思います。何か世間の言分ではあり
ませんけれども、最高裁の判事や高裁
の判事と簡裁の判事とは、そこに実力
と云いますか、能力と云いますか、大
きな開きがあるような感じを一般に持
たれるというふうなことになるれば、簡
裁における判決なり処理の結論につ
いて国民が裁判所を信頼するというこ
とに支障をきたすわけでございますか
ら、私は人事局長の、あるいは先ほど
の総務局長の説明をうたいたいと思
うのであります。

ところで、もう一つその点について
伺いますが、年齢的な点ではどのよう
な状況が出ておりますか。もちろん判
事の定年六十五歳を過ぎて、簡裁の判
事を七十歳までやられるというが、そ
ういふ関係の方も若干おられるとい
う点、これは了解できるわけであり
ますけれども、特任の簡裁判事の諸君の年
齢的な点を調べたことがござい
ますかどうか。それから同時に、や
はり特に交通の便の悪いところ等に
配置されておる判事諸君の待遇の問題
ではないかと思っております。そうい
うような待遇の問題等について
は十分なことを行なわれておるのかど
うか、この点について伺いたいと思
います。

○守田最高裁判所長官代理者 簡易裁
判所の特任の判事の選考の年齢でござ
います。四十歳以上の者に限って
やっております。しかし、現在の平均年齢
がどの程度かといふと、最も多い
ところが大体五十九歳から六十二
三、そういうところが大部分を占め
ていると思っております。ですから、平均的に
はその辺の見当になるといふふう
に御了解願つて差しつかえないと思
います。

待遇は、初任給が判事補の初任給か
ら始まりまして、そして最高は、現在
におきましては地裁の裁判長クラス
に格付けされております判事の三号とい
うのに相当するの一番最高になつて
おります。

○田中(織)委員 四十歳以上が選考の
下の眼界になつておるといふことにな
りますと、相当やはり年配者が多い
ということ、一般に現在勤務中の方
が五十九歳から六十歳前後が圧倒的に多
いようなお答えであります。そうい
う関係のやはり家族構成その他の関係
がございまして、その点は、これ
はもう簡裁判事全体の給与体系との
関係の問題が出てまいりますが、私
は、やはりそういう高年齢層に属する
人たちに、何らか特別の配慮
をしなければいけないのではないかと
いうふうに考へるものであります。そ
の点は、最高裁当局でそういう観点か
ら検討されたことがございませうかど
うか。

○守田最高裁判所長官代理者 ただ
いま簡裁判事判事の給与体系を申し上げ
ましたが、しかし四十歳の人を簡裁
裁判所判事の初任給から始めるとい
うことはいたしていません。いままで
の経歴、それから行政庁における職員
の現在大体占めておられると思われる一
般職の職員の給与に關する法律に基
づいての給与の体系、そういうものとを比較
しまして、そうしてなお判事の特殊性
を考慮しながらきめておるのであり
まして、簡裁裁判所判事は、簡易とい
う名前がついておるために、昔のよ
うに区裁判所の判事は、判事で区裁判
所に任命される。ですから区裁判所に
配置されてもそれは判事である。
ところが簡裁裁判所判事というのは新
しく設けられまして、裁判所法上簡易
裁判所判事という特殊の判事になつて
おりますために、名前が簡易とあるた
めに、どうも怪しいのだというふう
に誤解されておる向きがあると思
いますけれども、そういう意味は決
してないのであります。やはり第一線
の、しかも民衆に最も密着するよう
な、その待遇面からいたしまして、
やっております仕事との関連にお
いては、現在のところたいして御懸念
されるほどのものではないといふ
ふうに考へております。

○田中(織)委員 どうもその御説明
は、一般に簡裁裁判所判事といふ
ことになりまして、率直に言つて何
か怪しい感じが持たれるのではない
か。しかも選考採用年齢が四十歳
以上という点になりまして、私は年
齢的な関係を考慮して、給与面にお
いてはやはり特別に配慮しなければ
ならないと何ら区別をしないでは
ないか、こういう立場で申し上げて
おるのか、この点が簡裁判事を含
まして公務員の給与の問題につ
いては、そういうやはり形式的な、概
念的な体系からくる格差と云いま
すか、そういう問題についての配
慮が一般職の場合でも欠けてお
ると思つております。特に簡裁裁
判所判事のように民衆に、国民に
直接接する深い裁判所の第一線の
裁判官でありますから、この点は
私の希望を申し上げてもおきま
すけれども、裁判

所当局として、特に簡易裁判所判事の給与の問題については、特別な配慮を払うべきだという点について、ひとつ念頭に置いてお考えをいただきたいという希望を申し上げて置くにとどめます。

それから簡易裁判所の取り扱う事件の關係であります。私も配付された資料によりまして大体的な状況はつかめました。また竹谷委員の質問に対する総務局長の答弁で大勢はつかみ得たのであります。この資料では、訴訟とその他というふうに二つに分けていないので、その他というのは、この資料の一番最初にあります。

そういう点について何かお調べになった資料はございませんか。
○寺田最高裁判所長官代理者 ただいま田中委員の御質問のございました点、事件の種類、先ほど竹谷委員の御質問の場合にごく大数のなことを申し上げましたので、重ねてお尋ねがございましたので、もう少しこまかく申し上げたいと存じます。

昭和三十一年度の新受事件数で申し上げますと、まず簡易裁判所の民事事件では、総数七十万六千三百四十四件、そのうち通常訴訟事件が六万一千六百九十九件、いわゆる即決和解事件が一万八千九百九十九件、督促事件が十四万七千二百八十四件、公示催告事件六千四百四十三件、仮差し押え、仮処分事件一万二千四百二十二件、過料事件二十九万七千七百三十三件、共助事件二千三百二十二件、民事事件十二万二千六百二十二件、調停事件四万五千五百七十五件ということになっております。なお、再審事件二十件でございます。それから特別抗告受理というような事件も一件ございます。

刑事のはうにつきましては、これは一応人数だけでございまして、件というふうに見かえて、申し上げたいと存じますが、新受事件数五百五十五万三千八百六十六件、そのうち通常事件の刑法犯事件四万四千五百五十六件、略式事件、そのうち刑法犯十九万八千三百五十九件、特別法犯事件三百二十一万三千五百六十六件、交通即決事件二十五万二千七百三十八件、再審事件十一件、その他の事件百四十三万三千六百五十一件、こういうことになっております。

それから、あとでお尋ねのございました上訴率の關係でございます。これは、少し統計が古いので恐縮でございますが、まず簡裁の判決に対する控訴でございます。三十七年度におきまして、判決数二万五千三百六十六件に對して、控訴のありましたのが四千三百五十七件、その比率が一七・二%、こういうことになっております。それから地裁で第二審の判決がございまして、それに対する上告でございます。三十七年度に、三十七年度におきまして判決数二千二百三十三件、それに対する上告五百八十三件、上訴率二八・八%ということになっております。

次に、刑事の關係につきましては、同じく昭和三十一年度の統計といたしまして、簡易裁判所の判決総数四万一千三百三十九件、これに対する控訴四千二百六十七件、控訴率一〇・三%でございます。それから、この關係の上告の比率は、これは現在刑事事件では、簡易裁判所の事件と地方裁判所の事件と合わせまして、高等裁判所で判決することになっております。關係上、地裁の判決と簡裁の判決とに區別をしての上告率というものは統計が出ておりません。全体としての上告率は三七・五%、これは簡裁の一審事件と地裁の一審事件を込みにした数字でございます。

○田中(總)委員 なおその中で、新しく受理された事件で申されましたけれども、大抵民事の場合には訴訟価額の限定もございまして、申すところの、翌年度へ持ち越されるような事件というものは間々あるのではないかと申すのであります。そういうような關係の数字はありますか。

○寺田最高裁判所長官代理者 個々の事件がどの程度翌年へ持ち越されるかということについては正確な統計資料はただいま手元に持っておりませんが、一般的に申しますと、刑事事件では五、六カ月で片づくという例でございます。それから、かりに持ち越すという場合は、それは十月、十一月ごろに受理いたしますものが翌年度へ持ち越すということになるのでございまして、これに反しまして、民事事件は大体八カ月ないし十カ月かかるというのが通例のようでございまして、そういういたしますと、かなりの数字が、つまり年度の後半に受理いたしましたものは翌年度へ持ち越すものが多いであります。こういうことになるわけでございまして、ただ、これはきわめて一般的な御説明を申し上げておるわけでございまして、むしろ訴提起になりまして、すぐ即決判決になるとか、和解判決になるというふうなものもきわめて多数あるわけでございまして、平均審理期間というところになりますと、そういう關係になっておる、こういうことでございまして。

○田中(總)委員 一般の民事事件等の關係から参りますと、相当時間がかかるという關係から、やはり訴訟手続の進行ということが裁判所あるいは弁護士会等で問題になっておるやさきでございまして、何ったわけでありまして、やはりそういうようなことが同時に、最初に伺いました簡易裁判所判事に対する一般の信頼感の問題にも響いてまいらうかというふうな観点から伺ったのであります。大体状況がわかりました。

そこで下級裁判所の關係についての私の質問は大体終わりましたので、ごさいますが、最高裁から総務局長なり人事局長が見えておるもので、最後に一つ伺いたい問題があるわけであります。

これは簡易裁判所のみならず、やはり裁判官の素質と言いますか、そういう問題に關係をしていくわけなんです。具体的な事例といたしましては、いまから四、五年くらい前になりましたが、いわゆる勤務評定、学校の先生方に対する勤務評定問題を文部省が強行してまいりましたことに關係をいたしまして、あるいは地公法違反その他の關係で、俗に勤務裁判といわれているものが現に各地で係属中です。そこで、ごく最近は大阪の地裁で大阪の教組のいわゆる勤務裁判について無罪の判決が出ました。ところが、昨年の十月の末であつたと思うのであります。が、やはり同事実における和歌山の教組の裁判については、和歌山地裁で、たしか中田裁判長であつたと思ひますが、年配の方だつたと思ひますが、これでは一名を除きまして有罪の判決があつたわけなんです。勤務裁判は、そういう意味で私どももその裁判の進行状況というものを注目いたしておるわけなんです。東京部の都教組に対する關係は、たしか無罪の判決があつたと思ひますが、それから佐賀が勤務裁判のトップを切つて判決が出たのであります。が、これは無罪の判決が出ておる。佐賀に続いて福岡の教組に対する判決が出ておる。が、一部有罪、大部分の者は無罪の判決が出ておる。これは教組の關係の諸君が、御承知の日教組という中央の連合体の運動方針に従ひまして、それそれやはり条例制定その他の

問題に反対をいたしましたして、休暇を申請して職場大会等を開いたという関係の事案で、全国各地の事実において若干の相違もございましょうけれども、大体同じような事案だと思ふのです。ところが、いま私が申し上げましたように、佐賀、東京、最近の大阪のように、同一事案に対して無罪の判決が下つておるかと思ひますれば、和歌山であるとかあるいは福岡の一部が有罪判決を受けた。こういうようなことを国民は——少なくとも裁判所は、最高裁判所以下高等裁判所、地方裁判所と、検事のように一体の——検事一体の原則というものがあつたやうでございまして、もちろん個々の裁判官が裁判について全責任を持たれておるわけでありまして、国民の側から見ますと、同一事案に対して、この裁判所では無罪、ここの裁判所では有罪の判決が出る。こういうことになりまして、はたして裁判の公正と言いますか、そういうものが確保されているかどうかということについて素朴な疑問を持つのは別に私のみならずと云々したいのです。こういう点について、ことに和歌山の中田裁判長の裁判の批判をここでやろうとは考えませんけれども、判決理由書を私も見ましたが、新しい教育基本法によりまして、今日全く問題にならないところの、もう架空の存在であるところのいわゆる教育勅語を引き合いに出した形の判決理由が示されておるというやうなことになる。まず、先ほど簡裁の判事の任用の問題について申し上げましたけれども、それぞれ厳密な選考試験の結果にされ、ここに地裁でこの種の事件を扱うところの裁判長というものは、そ

の点から見ますならば、多年裁判所判事として練達たんのうな方だと思ふのであります。それぞれ高裁で、あるいは検事控訴等の関係で、無罪の判決の下つたところもいま控訴公判中の関係がございまして、あるいは控訴審では何らか統一した——と言へば語弊がございしますが、これについての公正な判断が下されるものだと思うのでございまして、少なくとも地裁の判決の段階では、私、国民が奇異の感を持つておると思ふのです。こういう点については、もちろん個々の裁判官の重大な責任とその権威というものを尊重する点においては、私は決して人後に落ちないつもりでおるわけですが、われわれ立法府の立場においても、裁判所の独立というものを認めないことは法治国としての体制が立たないという点を、私も立法府の一員であればあるだけに、三権分立のたまための裁判長というものの権威がいやが上にも上げられる、国民がその意味で裁判所の決定に従うことが行なわれなければ、法治国としての実体は確保できない、私はこういう観点に立っております。

実は勸評裁判でそういう素朴な疑問を持つておりますので、この点については、その意味において、裁判官に任命されてから以後のいわゆる裁判官のありは時代の進進に対する認識を深める、そういうことに対する——これは最高裁判所といえども個々の裁判所にそれだけの指導権がないのだといえは、ないのかもしれないけれども、私は、裁判官諸君に、もし最高裁としてのそういう方針をおろすわけにはいかないという点になりなれば、裁判官諸君の研さんを大いに求めなければならぬと思ふのです。その仕事の聖なる点を反省する意味においても、私は、やはりこれはわれわれが立法府の一員であるからこういう公式の場においてこれらふに考へて御所見を伺うわけでありまして、何かその点は裁判官会等においても問題になつたことがあるのかどうか。裁判官会というやうなものはないのか。私はいふまでもなく触れるのか。私はこの点は、きょうの質疑は、すでに三田村委員の質疑でこの下級裁判所に議題が變つておるわけでありまして、いづれ来週以後において暴力法の問題について私は質問をいたしますけれども、その場合においても、暴力法が大正十五年でありますか制定された当時のいわゆる立法理由というものと、その後のこの法律の適用がどうなつていくかという観点から見まして、しかもそれは戦前と戦後とで大きく變つておらなければならぬというものが、今日依然たる態度で出てくるという点、これは裁判官諸君の研さんに大いに待たなければならぬ問題を含んでおると思ひます。

このあとの部分については、いづれ来週以降において私もとつくり法務当局なり提案されましたところに質問をいたしたいと思ふのであります。この法案に関連をして、裁判所当局から政府委員の諸君が御出席願へるかどうかという点もわからない段階でございいたしますので、私がこの問題を最後に取り上げた意味は、やはり裁判の公正、裁判の権威、司法権の独立という点から見て重大な問題を含んでおる、私はこういう考えで質問を申し上げておるのですが、この点についての最高裁の關係者の御所見が伺えれば伺いたしと思ふのであります。

○寺田最高裁判所長官代理者 たいだいまの田中委員のお話の点、お話のお気持ちの点は、まことによく私も思つてもわかるという気持ちでいたすわけでございます。ただ、繰り返して独立の点にお触れいただきましたように、憲法の七十六条の三項で、「すべて裁判官は、その良心に従ひ独立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される。」ということが明らかにうたつてあるわけでございます。裁判所といたしましては常にこの憲法の精神を体して職務を行なつておる、こういうことになるわけでございます。

いま勸評事件の例をおあげいただきましたが、そういう具体的事件のことにございましては、私何も存じないのでございしますが、一般的に世間では同じ事件だと稱されておるものの中に、詳細な証拠調べをしていろいろやつてまいります、事実關係においてやはり違つた場合がきつめて多いのでございいたします。これは決していま御指摘になりました勸評事件のことを申し上げておるわけではございません。一般のなことを申し上げておるわけでございます。ことに民事事件などにおきましては、当事者のいわゆる攻撃、防御方法の提出のしかたによつて、ある事件では出てきた証拠が他の事件では出てこないということもあるわけでございます。そうなりますと、そこで自然事実認定というものが変わらざるを得ない。世間でごく一般的には、どうして違つた結論になつたらうというの、実際はその証拠の關係が違つておるといふことも、民事事件などではしばしばあるわけでございます。

それから法律の解釈の問題は、確かに御指摘のとおりであらうと思ひますが、これは最終的には裁判所法四條にございまして、この「上級審の裁判所の裁判における判断は、その事件について下級審の裁判所を拘束する。」というところで、すなわち、最高裁判所の判例でもって統一されていくということになるわけでございます。ただ、その判例が出来ますまでの間、特に新法の解釈等につきましては、そこに説が分かれる、学説も分かれ、また下級審の判例も分かれるという余地が出てまいりますのでございいたします。そこで、そういう場合に処する対策をいたしまして、ただいま田中委員からも御指摘のございました裁判官会というものをたびたび開きまして、ことに新法が施行に計上していただきました、最高裁判所に全国の高等裁判所、地方裁判所の裁判官が集まつていただきました。政府の立法趣旨、国会での討議の状況というものを詳細にお伝えし、またその際、裁判所の事務局としても意見があれば、これもお伝えしておるわけでございます。ただ、会議と言わずに会同ということばを使つておることも、御了解いただけますように、ここで一つの何らかのまとまつた結論を出すという点ではなくて、つまりどういう状況で立法され、また国会ではどういう御議論がされたかということをお伝えする。そしてどういふふうな方向に行くのが自然であるかということをお協議し合うというところまでござい

まして、それ以上に各裁判官の解釈を拘束する、あるいはこういう裁判をするようにということは、これは裁判の本質上絶対にできないことであるというふうな考えでおるのでございます。

なお、一つの法律が制定されました後数年を経て、その解釈がどうあるべきであろうかという点につきましましては、おのずからその間に学説も出てまいりますし、また判例も積み重ねられてまいりますので、そういうことを寄り寄り、たとえば全国の会同、あるいは高等裁判所管内別の協議会というふうなもので討論し合つて、お互いに研さんにつとめる、こういう方法をとっておるわけでございます。ただ、その法律ができました当初におきましては、必ずしも学説なり判例も固まつておらないという関係もあり、それぞれの裁判官が憲法の精神に従つて法律を解釈していく間におきまして、解釈が分かれるところであろうと考えておるわけでございます。

○田中(義)委員 最高裁判所側のお答えとしては、いまの域を出ないことは私も承知いたしますけれども、もちろん、われわれ国会議員も国務大臣も憲法を守らなければならぬ義務が憲法上課せられております。しかし、国民の側から見ますならば、明らかに憲法に抵触するのではないかと、いうようなことが行政の分野で行なわれておると、いまの裁判所はいわゆる憲法裁判所ではございせんから、私は、そういうところに問題が残つてきておると思うのであります。しかし、この点は最初にお断わりしましたように、いま議題

になつておる下級裁判所法の改正案とは直接関連を持たないので、私は、裁判所の独立、尊厳を尊重する国民の一人として、やはり裁判官諸君が——もちろん最高裁判事については、われわれの衆議院議員選挙と同時にいわれる国民投票が行なわれるわけでありまして、けれども、その国民投票のあり方についても、私は十分問題があるかと思つておる。そういう点からいいますのであります。そういう点からいいますならば、それだけ国民の主権をそれぞれの裁判官は代表しておるのではありませんから、われわれが裁判官諸君の自重研さんを望むことは国民の一人として当然のことだと思つておる。私がこうした国会の場で発言したということも十分裁判官諸君がすなおに受けていただきますならば、今後の裁判の公正と裁判所の権威の向上のために役立つことを期待いたします。

○賀屋国務大臣 ただいま田中委員の御質問に對しまして、最高裁のほうから御答弁がありまして、おどろきでございます。同じような案件と思はれるものに対して、違つた判決があるということ、これは、一面非常に奇異の感もあるやうでございますが、ただいま御説明がありまして、同じような案件だと思ひましたように、事実細部にわたつて違つた面があり、あるいは証拠その他状況によつて判定が違ふということはやむを得ないのでございますが、かにそういふことが全部同じといたし得ると思つたのでございます。いま田中委員も非常に御主張になりまして、裁判官が独立をして判決をするということ、いまの司法権

の非常に重大な原則でございます。そこで人々によつて考えが違ふということとはあり得る。これは日本ばかりではございせん。ほかの国にもあり得ることでございます。一面非常に矛盾したやうでございますが、他面それがまた裁判官が真に独立であるということの反証でもあるわけでございます。だんだんそれは事実におきましては上級審の判例によつて、強制でなく自然に、裁判官の良心に従つての考え方が統一のほうに向かうということもまた自然の傾向だと思つておる。統一されるということが客観的に見て望ましいといふことはだれでも考えますが、一面、いまの裁判官の独立の原則が守られておるといふことも非常に大事でございます。一応その点をあらわしておるのでございます。そこで無理な裁判が行なわれるやうにしようとするのは、行政面におきましても決して考えておる次第ではございせん。公正な裁判を常に主張し、意見としては違ひはありますが、憲法その他の法律の命ずるところによつて出てきた結果といふものは尊重していくという考え方で、私もその点は非常に重大視して進みたいと思つておる次第でございます。

○濱野委員長 坂本委員長。○坂本委員 重複を避けて二、三御質問いたします。先ほど簡易裁判所の判事についての資格の問題ですが、特任判事の任用につきましましては、先ほど説明があつたわけですが、そこでこの多数の特任判事に対して裁判所は研修を行なつておると思つたのですが、その研修の内容、方法等についてお聞きしたい。まず特

任の簡易裁判所判事が任命されますと、現場にすぐに出しませんで、司法研修所、すなわち裁判官司法修習生の修習研究を行なうところをつかさどつております司法研修所というのがございます。そこへ三カ月ほど入所をさせまして、その教官によつて、いわゆる法律的に知つていくというだけではない、その法律的な知識が実務面にどういふふうにかきかされていくかといふようなこと、あるいは裁判官としての従来の先輩たちの心がまえなんかにつきましまして、それぞれの先輩から話を聞くとか、あるいは裁判官にとつてどうしても必要だと思われるような一般教養面の講話をするとか、そういったようなことを研修所で行ないまして、それは一種の学校といへば妙ですが、実務学校みたいなものでございまして、さらに今度は大きい裁判所の本庁に配属いたしまして、三カ月は簡易裁判所の実務の修習をさせる。ということ、結局仕事をしながら、それを熟練した先輩が導きまして、そして実務の修習をやらせるわけでございます。そして六カ月たちますと初めて現場に配置するといふ、そういう研修をやつておるわけでございます。

○坂本委員 そういたしますと、この特任判事の研修は、最初入ったときだけで、その後はやらないのですか。○守田最高裁判所長官代理者 それはとにかく簡易裁判所判事が多いものではないけれども、数十名ずつは毎年一回間ないし十日ぐらゐは研修所にまた招集いたしましたして、そうして相互に討論をするとか、あるいは相互に研究をする、あるいは東京におけるところの

簡易裁判所判事の取り扱いの説明を聞くとか、いろいろ研修はやつておるわけでございます。決して三カ月で研修所は終わりというような性質のものではございせん。

○坂本委員 そこでこの待遇の問題ですが、一般判事実質上だいぶ違つていふやうですが、基準が何か定めてそれをやつておられるかどうか、その点伺ひます。

○守田最高裁判所長官代理者 大体昇給期間は一年ないし三年ぐらゐの程度でやつております。もつとも、いわゆる一人前の判事の適用される俸俸に相当するやうなところは、結局三年とかあるいは四年とか延びる場合はございまして、大体そういう見当でやつておられて、特に簡易裁判所からといつて延びておるといふ点はございせん。

○坂本委員 そこで大臣もおられますからお聞きしたいのですが、本年は訴訟の迅速適正な処理に必要な経費が予算上要求されて、判事の増員が五名、判事補が五名、裁判所の職員が二十名と、こうなつておるのですが、これは要求したとおりであるか、あるいはこれは大蔵省その他の査定によつて減らされたのじゃないかと思つたのですが、その点いかがですか。

○守田最高裁判所長官代理者 裁判所の予算の關係は、むしろ法務大臣にもいろいろ御支援はいただいておりますけれども、直接的には裁判所の事務当局と大蔵省と折衝するといふ扱いになつておりますので、こちらから答えさせていただきます。

ただいま御指摘のございました訴訟促進に関する裁判所職員の増員の問題は、先般この委員会御審議いただきまして可決していただきました裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の閣議でございまして、その際にもたしか御質問が、当初、私どものほうで大蔵省のほうに提出いたしました資料では、判事二十四名、判事補三十名というものを一応要求したわけでございす。それに対して、いま御指摘のございましたとおり、判事五名と判事補五名の増員が認められたということでございます。簡易裁判所判事五名の関係は、これは訴訟促進の関係ではございせん、いわゆる交通事故の迅速処理という関係で要求し、また認められたものでございす。

○坂本委員 簡易裁判所の交通事故の迅速処理等に増員の五名、五名は同じ、こうなるのですか、これは別じやないのですか、同じですか、その点いかがです。

○寺田最高裁判所長官代理者 ただいま申し上げましたように、判事五名と判事補五名は、いわゆる大都会における訴訟の迅速処理という関係の要求であり、またその関係の増員でございまして、簡易裁判所判事五名の関係は、これは簡易裁判所における道路交通事故が非常にふえてまいったという関係で、件数を根拠にして増員の要求をいたしました。それが認められた、こういうことになっておるわけでございす。

○坂本委員 そうしますと、判事は二十四名要求して五名、判事補は三十名要求して五名ですが、ずいぶん少ない

ようですが、これくらいの判事で裁判事務の迅速処理ができるかどうか、その点はいかがですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 これは裁判所職員定員法の改正法案のときにもちよつと申し上げましたと記憶いたしておりますが、いろいろな観点からこういうことにならざるを得なくなつたということが実際でございす。当初判事二十四名、判事補三十名というものを要求いたしました主たる計算の根拠は、これは現在民事訴訟事件が一年近くかかる、それから刑事訴訟事件が半年近くかかる、これを半分の早さにしたい。そしてこれは一年ではできませんので、大体三年計画くらいでございまして、特に大都会の訴訟についてそういう弊が見られますので、東京、大阪、横浜、神戸、京都、その他おんな都会をより抜きまして、そういうところの事件の件数を根拠にいたしまして人数をはじき出して、そうしてこの数字を出したわけでございす。ところが、当初はややあるいは樂觀的であつたのかも存じませんが、次第に予算の最終の査定段階に近づくに伴いまして、その裁判官の充員計画というものが、私どもの当初考えましたとおりに必ずしも進ばないということになつてまいりましたので、そういう関係で、かりに大幅の増員がこの三十九会計年度中には困難であるというようない見通しも出てまいりまして、やむを得ずこの程度の増員でしんぼうせざるを得なくなつたというのが実際でございす。そういうことでございすので、当初計画いたしました程度のスピードアップということは、一応三十九

年度においては十分には実現しにくい、こういう結果になっておるわけでございす。

○坂本委員 そういう点で、いかに国で訴訟の迅速適正と言つても、事実上できないのじやないかと思うのです。そこでひとつお聞きしたいのは、交通違反事件関係で、いわゆる切符制をとつておるところとつていないところとあると思うのですが、そうすると、人権の擁護についても非常に不公平になつてくるのじやないかと思うのです。切符制をとつておるところとつていないところはどうかとおるか。ただいまのように裁判官の要求がずっとたくさん減らされたから、それが影響してきているのじやないかと思うのですが、その点いかがですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 この道路交通事故事件は、これまで前同定員法のときにもちよつと御説明申し上げたと存じますが、昨年ぐらゐで、いまから申しますと一昨年、昭和三十七年までは非常な勢いでいわば激増してまいつたのでございす。これに比べ三十七年度より増加はいたしてございす。しかしその増加率は非常に減つてまいりまして、つまり激増という関係に三十八年度はいわば微増という関係になつておるわけでございす。そういう関係では、あるいは樂觀的に考えますれば、これがいわば大井に近しいのではないかと考えられるわけでもございす。しかし、何と申しましても全国で三百数十万の事件があるわけでもございまして、これに對しまして、三十八年の一月から法務省、警察庁と協議いたしました切符制が採用

されましたことは御承知のとおりでございす。この方法によりまして、その全体的な事務量というものは急速に軽減されたと言つて差しつかえないであらうと考えるわけでございす。私どももいたしましては、きわめて一般的な考え方としては、できる限りこういうものが広がっていくことを希望いたしておるわけでございす。

が、具体的にどこでやるかということにつきましましては、いろいろ準備等の関係もございすので、そういう点で法務省なり警察庁とお打ち合わせしながら進んでまいつておるといふのが実情でございす。切符制を実施いたしております都市の名前を申し上げますと、東京、静岡、大阪、京都、神戸、名古屋、広島、福岡、仙台、札幌といふことになっております。そのそれそれのこの簡易裁判所の具体的な名前をあるいは申し上げてもいいのでございす。一応都会としてはそういうことでございす。

○坂本委員 そこで、これをもう少ししさいにやれば、切りがないのです。が、時間がありませんから省略しますが、三十七年までは、いまおっしゃつたように、統計によつても事件の数が激増しておるわけですね。三十八年から足踏み状態になつておるのです。その統計は私は信用せぬわけでもないのですが、どうしてそういうような状態になつたかという点について、事務の処理上、裁判所としてはどういふふう

二百十九万件、三十七年三百二十万件、こういうふうなふえてまいりました。三十八年度は三百四十万件ということでもございす。三十七年から三十七年にかけては百万件以上もふえておるのに對しまして、三十七年から三十八年にかけては百万件から二十万件程度の増加である、こういうのが数字でございす。その原因がどういふところにあるかというところは、ちよつと私どものほうでは必ずしもはっきりいたしません。一つの想像として申し上げますれば、やはり事故といふものはそうむやみに起こるものではないので、交通が非常にひんぱんな半面、道路も次第に改善もされております。そういうこととの関係で、大体この辺が一つの頂点といふことになつたのではないかとこの見方をいたしておりますが、しかし、三十九年にまたどういふふうに変化したか、これはちよつと予測のできない状態ではございす。

○坂本委員 そこで裁判官の補助機構、いわゆる裁判所の書記官あるいは書記官補、こういう点について、やはり予算としては若干、約四千万程度ふえておりますが、これを見ますと、定員、人数をふやす点、それから書記官補の定員六百九十四人を書記官の定員に組みかえる、こういう点だけですが、補助機構の裁判所書記官並びに書記官補の給与の関係については、相当激務に当たつておるのです。そういう点については考慮されてないやうです。その点では一般公務員関係の給与体系をとつておるのか、あるいは何か、交通違反事件等については激務に携わつておるから、特別な考慮も払わ

○賀屋國務大臣　常に正確と迅速ということを考えておりますから、切符制も、正確性を失わずして処理が迅速にできるというたてまえから考えだしたものでございます。同じような動きのものが応用できれば、どんどんそれは進めていきたいと存じます。いまの罰金につきましては、罰金収入をふやそうという意味は絶対にございません。罰金は結果論でございますので、御承知願います。

すか、どうですか。こういうことは他の官庁では例のないことなんですけれどもね。

○寺田最高裁判所長官代理者 いま志賀委員のお尋ねの点でございますが、当初の大蔵省との折衝の際における資料というものはたいたい持ち合わせておりませんが、しかし、おそらく当初はできる限りすみやかに開庁するということで準備を進めておったものであるというふうに信じております。

○志賀(義)委員　できるだけすみやかにと言つてそれから十七年たつて十一も開府ができてない。これは法務大臣初めてお聞きになることじゃないですか。こんなことはほかにないでしょう。あなたは長い間法務大臣をやつておられたから、その点の経験は豊富にお持ち合はせでしょうが、どうしてそんなことになつたのですか。

○寺田最高裁判所長官代理者　いま御指摘のございました中で、先般も御説明申し上げましたように、一度開庁いたしまして、その後たとえばその建物が焼けたとかいうような事情で、その結果、そのあと開庁できなくなったようなものも若干はございますが、かなりのものが最初から開庁しないで今日に及んでおる。しかもそれが十数年にわたるといふことにつきましては、こ

それはもう先般申し上げましたとおり、ただ私どもとしてはひたすら恐縮に存ずるところでございます。しかし、その間の考え方においては、やはり少しずついろいろな問題がからんでまいったということも、結局事実においてはそういうことであろうと思うわけでございます。つまり当初は、先般米も問題になりましたいわば警察署単位で設

ける、警署署二つくらいに一つ設けるというようなつもりで設置されたように聞いておるわけでございますが、それがいろいろな手続その他の関係では、必ずしもそういうような運用もされないという面もございましたし、また次第に終戦直後の交通状態が緩和されるに伴いまして、かえってそういうところに行くよりは、むしろ現在事務移動を受けておる裁判所のはうが地元の皆

さまとしても便利であるというような関係から、そう陳情と申しますか、あるいは要望と申しますか、そういうものも必ずしもないというようなことからみ合いますして、それならば廃庁の手続をとっていただくようにすればいいわけでございますが何といても 일단置かれました簡易裁判所を廃止するということも大きな問題でございますし、十数庁のみでいいのか、あるいは

はこれと同じような事情にある、実際は事件はやっておりまして、たとえれば民事訴訟の事務移転をしておるところもございまして、そういうものもあわせて、一つのまとまった方針で整理したほうがいいのかという点でふん切りがつかなかったというのが、非常に優柔不断というおしかりを受けるかもしれないが、そういうのが実際の実情でございます。

○志賀義委員　まことにふん切りの悪いことです、しかし、それにしてもたとえ大阪ですね。全国で十一のうち三つが大阪市内です。東淀川、都島、西成ですね。これについては三月三十一日の横山委員の質問に対しては、偶然そうだったんでしょと言われた。いまあなたの言われるのと、偶然そうだったんでしょというのは

理由が結びつかないでしょう。いいですか、読んでみますよ。「これはどういう理由でございいますか、偶然さういうことになったのではないかと思ひます。偶然その辺で土地の入手が困難になつた。どういふ理由でそこだけが困難かといふことはちよつと御説明申し上げかねます。」「かねます。」では済みませんよ。それはどういふ偶然なんですか。

○寺田最高裁判所長官代理人　これは先般の私の説明のことがあるいは不十分であったかもしれません。あるいはその御質問の趣旨を正確にくみ取っていないかたのかもしれないが、これらの序で開序のできなかった理由では、先般も繰り返し御説明申し上げましたとおり、その管内で適切な敷地なり建物を獲得することができなかったというのが、この開序でできなかった理

由でございます。それに対して、この前は、なぜそういう大阪でばかり獲得できないところがたくさん生じたのかという御質問ございました。それでその際に、ほかでは一生懸命獲得の努力をしたにもかかわらず、大阪のみに特に努力を怠ったために、不利に振って三序も開序しない、こういう趣旨ではないのかというふうなおお尋ねと理解いたしました。そういうつもりは

毛頭ないので、各地で平等にほんとうに努力をしたけれども、それがたまにまた大阪では三カ所できないうことになった。なぜ大阪で三カ所できなかつたかというのは、これはたまたまそういう結果になったということである、こういううつもりで申し上げたわけでございます。決して大阪を不利に扱つたつもりはないのだというのが私の偶然の

説明でございますが、そのことばがあるいは不十分であったかと存するわけでございます。

○志賀義委員 何だかちっとも理中の説明にはなりません。私から申し上げましょう。大阪では、そういう役所が来ると、これはまた取り締まるんだから、こう、こういう気持ちがあるからなかなか敷地も提供しないのですよ。役所が来るとろくなことはせぬ、大阪城落城以来、大阪は税金ばかりたくさん取られて、ろくな目にあっていない

から、その点が一番敏感なんですよ。こういう点の反省がなくて、いろいろなところでも土地の値段その他で折り合いがつかない。大蔵省によく説明して、ここはこういう土地柄だ、だからこうだということを最高裁判所としておっしゃったことがありますか。私ども

は、いま志賀委員がおつしやつたようなことは全然耳にいたしておりませんが、志賀委員のほうでそうおつしやるのでございますれば、その点はさらに十分反省することにいたしたいと存じます。大蔵省と折衝したかという点でございしますが、これはむろん絶えずそういう問題について話し合っておるわけでございます。具体的にどの年度の予算で要求の計上をしたかというふうにお尋ねいただきますと、ただいま手元に資料を持っておりませんけれども、大蔵省との話し合いというものは、決していわゆる予算編成シーズンだけのことでございまして、常時主計課長が向こうの主査あるいは主計官というものと接触いたしております。その間におきましては絶えずそういう話し合いをしておるわけでございます。

ます。大阪で三カ所も開庁されております。大阪の一つに、いま志賀委員のおっしゃったような問題も、あるいはあるのかもしれませんが、実際私どもが聞いておりますところの一つは、たとえば弁護士さんなどは、かえって東淀川とか西成に行くよりは、大阪簡易裁判所に行くほうが便利である。また弁護士さん以外の方でも証人やなんかでおいでになる方も、距離的には近くても、交通の便その他の点でかえって梅田へ行ったほうが楽だとか、あるいは梅田へ行けば百貨店に回って帰れる、西成に行ったのでは不便だというようなこともありまして、必ずしもそういう強い要望が出てこないのでございます。しかし、出てこなければこれがなくていいかということとは、まことにそういうわけではございませんけれども、そういうことがいろいろからみ合っているというような実情でございます。

○寺田最高裁判所長官代理者 私、弁護士さんがデパートにおいでになるというふうなことは毛頭申しておりません。弁護士さんは、つまり地方裁判所、高等裁判所、簡易裁判所が一方所にまとまっておりますところを非常に便利としておられるわけでございます。今度も大阪の地方裁判所分室といたうような問題が起っております。き、やはり弁護士さんとしては非常に不便であるということでございます。弁護士さんの関係は、できる限り裁判所というものはまとまったところにあつたほうがいい。この点だけを申し上げたわけでございます。

○志賀(義)委員 これは大阪弁護士会の人が開いたら、あなたに抗議しますよ。弁護士諸君がデパートに行く都合もあるからそんなところにできないほうがいいんだ、あなた本気でそれを言われるのですか。いいですか、この前あなたの説明されたところでは、その当該地区において適切な場所が入手しがたい、建物が入手しがたいから今日までできないのだと言われた。それを、弁護士の人々がどうも不便だ、中之島に行ったほうがいい。ついでにデパートに行く便がいい。そういうこととは違ふじやありませんか。これは記録になりますよ。そうすると大阪の弁護士さんも説きますが、あなたそれで

○寺田最高裁判所長官代理者 これまた、いま正確な資料を手元に持つておりませんけれども、どういたしまして簡易裁判所の職員の数はいくつに比べてもございまして、同一片舎内に地裁、簡易裁判所がある場合は別でございますが、独立簡易裁判所の場合は、自然他の場所よりは宿直が比較的よく回るといふことは、あるいはあろうかと存じます。

○志賀(義)委員 あるいはあろうでは困ります。簡易裁判所に宿直の御主人のところに弁当を持って行かれた。その留守に小さい子供さんが熱湯を浴びて死んだという例もありますが、そういうことも御存じですか。

○寺田最高裁判所長官代理者 そういうことはまだ私のほうに報告が参つておりませんので存じておりません。

○志賀(義)委員 そこで、臨時司法制度調査会というものがございまして、こゝでいつも問題になるのは、裁判所予算の独立ということでございまして、これはなぜそういうことが叫ばれるかというところ、防衛庁の予算と裁判所の予算と見ると、増加率が非常に違いますね。これは法曹界の一致した意見であります。それで裁判所の予算の独立というところが問題になるのであります。防衛庁の予算の膨張に比べて法務省の予算の占める率が減っているというふうにも見えておるのであります。そういう点について、毎年の予算において裁判所の占める予算の率が防衛庁なんか比べてどうなつておるか。そういう点はお調べになつたことがありますが。

○寺田最高裁判所長官代理者 防衛庁の予算との関係は、私ちょっと手元に数字を持ち合わせておりませんが、裁判所の予算がどういふふうな伸びてまゐつておるかという点についての数字を簡単に御説明申し上げますと、三十五年度には百三十八億、三十六年度は百六十九億、三十七年度は百八十六億、三十八年度は二百一十一億、三十九年度は二百三十九億というふうな形で、かなり伸びてまいつてはおるわけでございます。ただ、その国家予算に対する比率という点につきましては、〇・八%前後のところを上下しておるというふうな状態になっております。

○志賀(義)委員 大蔵省との折衝のときなんかには、そういうことを取り上げて交渉されたことがありませんか。いまあなたは〇・七%あるいは〇・八%を上下しておると言ふけれども、上下より少しづつ下がつておるのではありませんか。そういうことは大蔵省との交渉のときでも言われれば有力な武器になるが、あなた方はそんなことで交渉されたことがありませんか。

○寺田最高裁判所長官代理者 これは二十四、五年当時は〇・五%とか〇・六前後のこともあつたわけでございます。そして、そういう時代と比べますればかなり比率も高くなつております。しかし、またもう少し高いような時代もございまして、その点は上がった下がつたりという実情でございます。しかしながら、これはいま志賀委員からお話のございましたとおことばを待つまでもなく、私どもとしては、何とかして少しでも裁判所の予算を伸ばして、そうして裁判所の人的、物的施設を充実したいということは、これはいわば当然のことでございます。そのため

に四月ぐらいいろいろ資料の準備を整えまして、そうして年末近くになりますれば、毎日徹夜等が続けまして、大蔵省と相当激しい折衝をしておることは事実でございます。ただ、しかしながら、いわば力が足りなくて十分な実績があげられないということはきわめて遺憾に考えておるわけでござい

○志賀(義)委員 法曹界の一致した意見で、予算の少ないことについて、ことに予算の独立ということを言われているのでありますが、それが十分にいかないために、どうしても下級裁判所のほうにしろ寄せて行つて、さっきのような、奥さんが弁当を届ける間と子供さんが熱湯を浴びて死ぬというような、しかもそういうことが人事局長のほうにもちつともお耳に入つてないというふうな現状なんです。だから、ひいては、十一も開府を決定しておきながら、法務委員会でちゃんと法律まで十七年も前に通しておきながら、それが今日までほつたらかしておかれるというふうな状態になるのであります。臨時司法制度調査会で、簡易裁判所制度と予算についてどういことが問題になっておりますか、法務大臣のほうから伺いたいと思います。

○津田政府委員 臨時司法制度調査会の審議模様につきまして、私から申し上げます。

裁判所予算の問題につきまして、裁判所予算に關しましては、財政法に特別規定があるというふうなことに付いては、いろいろ御議論がございましたし、また、裁判所の予算について十分な点を改善しなければならぬという御議論も相当ございました。また、簡

易裁判所の問題につきましては、簡易裁判所のあり方という問題が中心になり、さらに簡易裁判所の配置というふうなものも問題になって、具体的にどこがどうというところではございせんけれども、全国に約五百七十程度簡易裁判所があるわけでございしますが、これはただいままでに御審議がございましたように、簡易裁判所は設置しておるが、そこに判事は常駐しないというふうな状態がかなり出ておるわけですね。常駐しない簡易裁判所というものは、一体存在価値といえますか、あるいはそういう面からする不都合というふうなものから見れば、簡易裁判所制度あるいは簡易裁判所の廃止について相当考慮を加える必要があるのではないかという御意見がかなり出ております。

と同時に、簡易裁判所の裁判官そのものについての任用制度についても、現状のままでいかどうか、あるいはいしかるべき改善をなすべきかというふうな点についても、いろいろ御議論が出ております。現在につきましては、調査会におきましては、まず法曹一元の制度をとるかどうかというこの御審議のまっ最中ではございまして、その前の調査の段階におきまして、ただいま申し上げましたようなことは出ておりますけれども、簡易裁判所の制度の問題、それから裁判所予算の問題については、本格的の御審議にはまだ至つていないというのが現状でございます。

○志賀(義)委員 これでする締めくくりますが、そうしますと、いまアメリカの巡回判事みたいなものが簡易裁判所にあるんですね、あなたのおっしゃるところを伺うと、テレビに出てくる西部劇の巡回判事みたいなことをやっているんですか。

○津田政府委員 簡易裁判所が五百七十戸——現在五百五十九戸というものが正確かもしれませんが、簡易裁判所がございしますが、そこには書記官あるいは事務官、あるいは廷吏というふうなものが常駐しておるわけでありまして、しかしながら、裁判官は常駐していない戸も相当ある。その常駐していない戸につきましては、常駐している戸から出張して勤務するという体制になっておるわけでありまして、これはいわゆる巡回制度というのとは違ふというふうに私どもは考えておるのです。巡回制度と申しますのは、裁判所そのものがなくて、町役場であるとか、しかるべき場所に巡回していつて、そこで法廷を開いたり裁判事務を扱うというところでありまして、そうでなくて、現在の簡易裁判所は、それ自体常時開府しているのです。裁判官が常時いないという意味でございします。

○志賀(義)委員 いま家庭裁判所のほうで、例のアメリカ大使を刺したという少年の問題で大きな問題になっておりますが、家裁なんかでもいわゆる精神薄弱者、ことに精神の少年、こういうものに対して、受理件数及び処分件数なんというものを調べたになりまして、これではいけない、何とか対策を講じようというこれは問題になっていないでございしますか。

○寺田最高裁判所長官代理者 家庭裁判所を取り扱います少年事件の中で、どれだけの数が精神児であるかというふうな点につきましては、ただいま手元に資料を持っておりません。

○志賀(義)委員 つくつておられますか。

○寺田最高裁判所長官代理者 その点は、調べますればわかるのでございします。

○志賀(義)委員 それは、新暴力法の関係もございしますので、ぜひ出していただきたいと思うのです。

これでは質問を終わりますが、委員長、きょうの新聞を見ますと、この法務委員会の問題になりました池袋の警察の少年に対する暴行事件というものについて、暴行の事実はないというところがありました。警察庁のほうからは、当法務委員会に調査の結果を報告するということになっておりますが、新聞には発表になりました。こちらに書類が参つておりますか、参つておらないとすれば、警察庁は順序を誤つております。どうでしょう、委員長。

○濱野委員長 近い機会にあなたから御質疑くだしたらどうですか。

○志賀(義)委員 いま正式に請求します。委員長としても、ここで問題になって、ことにあなたの選挙区で起こった問題ですから、それを何ら——ここで、あなた正式に警察庁に言われたのです。あなたから言つて……。

○濱野委員長 もう一度言つてくれませんか。どういう資料ですか。

○志賀(義)委員 ここで、あの結果を調査して報告しますということを警察庁の方が言われた。それをここにまづ先に報告すべきでしょう。それを報告せずに、新聞記者のほうに先にあんなプレス・キャンペーンをやってくる。順序を誤つておる。当然ここに来ていはずだが、来ていないとすれば、あなたから厳重に申し入れていただきました。明日は國政調査の日でありますので……。

○濱野委員長 承知いたしました。本案に対する質疑はこれにて終了いたしましたと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕

○濱野委員長 御異議なしと認めます。よつて、本案に対する質疑はこれにて終局いたしました。

次会は明日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時三十八分散会

昭和三十九年四月十六日印刷

昭和三十九年四月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局